



# 島根県報

平成20年12月26日（金）

号外 第 165 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

### 【条 例】

島根県行政機関等設置条例の一部を改正する条例	（人 事 課）	8
島根県手数料条例の一部を改正する条例	（市 町 村 課）	9
知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	（     "     ）	12
島根県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例	（警 察 本 部）	43
議会の議員の議員報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例	（議 員 提 出）	44

## 公布された条例等のあらまし

## ◇島根県行政機関等設置条例の一部を改正する条例（条例第45号）

## 1 条例の概要

- (1) 西部福祉事務所を廃止することとした。
- (2) 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正
  - (1)に伴う規定の整備

## 2 施行期日

平成21年4月1日から施行することとした。

## ◇島根県手数料条例の一部を改正する条例（条例第46号）

## 1 条例の概要

- (1) 国会議員関係政治団体の少額領収書等の写しの交付に係る手数料の新設（別表67の項）

手数料を納めなければならない者	手数料の額
国会議員関係政治団体の少額領収書等の写しの交付を受けようとする者	
ア 複写機により用紙に複写したものの交付	1枚につき 10円
イ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付	1枚につき 100円に当該少額領収書等の写しの用紙1枚ごとに10円を加えた額
ウ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付	1枚につき 130円に当該少額領収書等の写しの用紙1枚ごとに10円を加えた額

- (2) 政治団体の収支報告書等の写しの交付に係る手数料の新設（別表67の項）

手数料を納めなければならない者	手数料の額
政治団体の収支報告書等の写しの交付を受けようとする者	
ア 複写機により用紙に複写したものの交付	1枚につき 10円
イ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付	1枚につき 100円に当該収支報告書等の用紙1枚ごとに10円を加えた額
ウ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付	1枚につき 130円に当該収支報告書等の用紙1枚ごとに10円を加えた額

## 2 施行期日

平成21年1月1日から施行することとした。

## ◇知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第47号）

## 1 条例の概要

- (1) 松江市が島根県ひとにやさしいまちづくり条例と同等以上の効果が期待できる条例を定めることにより当該条例の適用が除外されることに伴い、当該条例に基づく事務の権限移譲先から松江市を削除することとした。（第2条の表第8号関係）
- (2) 島根県ひとにやさしいまちづくり条例に基づく事務のうち、次の事務（準用河川に係るものに限る。）を大田市に権限移譲することとした。（第2条の表第8号関係）
  - ア 公共的施設に係る適合証の交付
  - イ 特定公共的施設の新築等の届出の受理
  - ウ イの届出をした者に対する必要な指導及び助言

- エ イの届出をしないで特定公共的施設の新築等の工事に着手した者に対する勧告及び立入調査
- (3) 水道法に基づく事務のうち、次の事務を飯南町及び美郷町に権限移譲することとした。（第2条の表第11号関係）
- ア 簡易専用水道の設置者に対する清掃その他の必要な措置をとるべき旨の指示
- イ 簡易専用水道の設置者に対する給水停止の命令
- ウ 簡易専用水道の設置者からの報告の徴収又は立入検査
- (4) 租税特別措置法に基づく事務のうち、次の事務を出雲市及び雲南市に権限移譲することとした。（第2条の表第18号関係）
- ア 一団の宅地面積が1,000平方メートル以上の場合における優良住宅の新築の認定
- イ その他租税特別措置法の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの
- (5) 特定非営利活動法人に関する事務のうち、次の事務を安来市、雲南市、斐川町及び美郷町に権限移譲することとした。（第2条の表第18号・第35号関係）
- ア 特定非営利活動促進法に基づく事務
- (ア) 設立の認証、認証の申請に係る公告及び関係書類の縦覧並びに不認証の通知
- (イ) 登記の完了の届出の受理
- (ロ) 不正行為等の報告の受理
- (エ) 役員の氏名等の変更の届出の受理
- (オ) 定款の変更の認証及び軽微な事項に係る定款の変更の届出の受理
- (カ) 事業報告書等の受理及び閲覧の実施
- (キ) 仮理事及び特別代理人の選任
- (ク) 解散の認定及び解散の届出の受理
- (ケ) 残余財産の国又は地方公共団体への譲渡の認証
- (コ) 合併の認証
- (サ) 清算人の氏名及び住所の届出並びに清算終了の届出の受理
- (シ) 裁判所に対する意見の陳述及び調査
- (ス) 法令違反等の疑いがある場合における報告の徴収、立入検査及び改善の命令
- (セ) 設立の認証の取消し及び認証の取消しに係る聴聞審理を非公開とする理由を記載した書面の交付
- (ソ) 警察本部長の意見の聴取
- イ 租税特別措置法施行令に基づく事務
- 特定非営利活動法人に法令違反等の疑いがあると認められる相当の理由がない旨の証明書の交付
- (6) 都市計画法に基づく事務のうち、次の事務を江津市に権限移譲することとした。（第2条の表第20号関係）
- ア 開発行為の許可、変更の許可等
- イ 開発行為に関する工事の完了検査等
- ウ 開発区域内の土地における建築物の建築又は特定工作物の建設の承認
- エ 開発行為に関する工事の廃止の届出の受理
- オ 開発区域内の土地の建築物の建ぺい率等の指定及び建築の許可
- カ 開発区域内又は開発区域以外の区域内における建築物の新築等の許可
- キ 開発許可に基づく地位の承継の承認
- ク 開発登録簿の調製、保管、登録、附記、修正、閲覧、写しの交付等
- ケ 開発行為に関する報告若しくは資料の提出の要求又は勧告若しくは助言
- コ 開発行為等の規制に違反した者等に対する命令、必要な措置の執行等
- サ 開発行為又は建築に関する証明書等の交付

- (7) 児童福祉法に基づく事務のうち、次の事務を出雲市に権限移譲することとした。（第2条の表第28号関係）
- ア 公立の保育所の設置、廃止、休止又は変更の届出の受理
  - イ 公立の保育所に対する報告の徴収、質問又は立入検査
  - ウ 公立の保育所の設置者に対する改善の勧告又は命令及び事業の停止の命令
- (8) 森林法に基づく事務のうち、次の事務を奥出雲町に権限移譲することとした。（第2条の表第30号関係）
- ア 民有林の開発行為の許可及び監督処分（面積が5ヘクタールを超えないものに限る。）
  - イ 保安林の指定又は指定の解除
  - ウ 保安林内の立木の伐採又は行為の許可
  - エ 保安林に係る監督処分
- (9) 農地法に基づく事務のうち、次のアの事務並びにエ及びオの事務のうちアの許可に係るものにあつては松江市、出雲市及び雲南市に、次のイからカまでの事務（エ及びオの事務にあつては、アの許可に係るものを除く。）にあつては邑南町に権限移譲することとした。（第2条の表第31号関係）
- ア 住所のある市町村の区域外にある農地等の権利の設定又は移転の許可
  - イ 農地の転用の許可（面積が2ヘクタールを超えないものに限る。ウにおいて同じ。）
  - ウ 農地又は採草放牧地の転用のための権利の設定又は移転の許可
  - エ 立入調査、測量又は物件の除去若しくは移転
  - オ 島根県農業会議又は農業委員会からの報告の徴収
  - カ 違反転用に対する監督処分
- (10) 次の事務を雲南市に権限移譲することとした。（第2条の表第32号・第33号関係）
- ア 身体障害者福祉法に基づく身体障害者相談員の委託
  - イ 知的障害者福祉法に基づく知的障害者相談員の委託
- (11) 旅券法に基づく事務のうち、一般旅券の発給の申請の受理、交付等の事務（急を要する場合その他の規則で定める場合に係るものを除く。）を川本町、美郷町及び邑南町に権限移譲することとした。（第2条の表第36号関係）
- (12) 保育所を経営する事業のみを行う社会福祉法人に係るものに限り松江市に権限移譲している社会福祉法に基づく次の事務について、松江市の区域のみにおいて事務所又は事業所を有する社会福祉法人（松江市の区域を越えて事業を行う社会福祉法人で規則で定めるものを除く。）に係るものを松江市に権限移譲することとした。（第2条の表第37号関係）
- ア 社会福祉法人の定款の認可等
  - イ 社会福祉法人の仮理事及び特別代理人の選任
  - ウ 社会福祉法人の監事からの報告の受理
  - エ 社会福祉法人の解散又は合併の認可、認定等
  - オ 社会福祉法人の事業の概要等の届出の受理、業務状況等の報告の徴収又は検査
  - カ 社会福祉法人に対する措置命令、業務の全部又は一部の停止命令、役員了解職の勧告及び弁明の機会の付与並びに解散命令
- (13) 社会福祉法に基づく事務のうち、次の事務を松江市に権限移譲することとした。（第2条の表第37号関係）
- ア 裁判所に対する意見の陳述及び調査
  - イ 軽費老人ホームの設置、変更又は事業の廃止の届出の受理又は許可
  - ウ 第二種社会福祉事業（老人福祉センターを経営する事業及び生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護老人保健施設を利用させる事業に限る。以下同じ。）の開始、変更又は廃止の届出の受理
  - エ 軽費老人ホーム及び第二種社会福祉事業の経営者に対する報告の徴収、検査若しくは調査、経営の制限、停止の命令又は許可の取消し
  - オ 軽費老人ホームの経営者に対する措置命令

- カ 社会福祉事業の経営者に対する経営の制限、停止の命令又は許可若しくは認可の取消し（松江市に権限移譲されている児童福祉法、社会福祉法、老人福祉法又は介護保険法に基づく施設の設置又は開始の届出、許可又は認可を必要とする社会福祉事業に係るものに限り、放課後児童健全育成事業に係るものを除く。キにおいて同じ。）
- キ 社会福祉事業を営み、又は営もうとする者に対する寄附金の募集の許可、当該許可に係る条件の付与及び当該募集の結果の報告の受理
- (14) 農業協同組合法に基づく事務のうち、次の事務を出雲市に権限移譲することとした。（第2条の表第38号関係）
- ア 農事組合法人の定款の変更、成立、解散、合併等の届出の受理
- イ 農事組合法人の一時理事の職務を行うべき者の選任
- ウ 農事組合法人の解散及び清算の際の裁判所に対する意見の陳述及び調査
- エ 農事組合法人の解散の登記の囑託
- オ 農事組合法人に対する報告の徴収、資料の提出の命令、業務又は会計の状況の検査及び措置命令その他の命令
- (15) 医師法施行令、歯科医師法施行令、保健師助産師看護師法、歯科衛生士法、診療放射線技師法施行令、歯科技工士法、臨床検査技師等に関する法律施行令、理学療法士及び作業療法士法施行令、視能訓練士法施行令、栄養士法、調理師法、薬剤師法施行令及び製菓衛生師法に基づく事務のうち、次の事務を安来市に権限移譲することとした。（第2条の表第42号－第45号・第47号－第53号・第57号・第58号関係）
- ア 保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士及び調理師の氏名等の届出の受理及び知事への送付
- イ 免許の申請の受理及び免許証の交付（歯科衛生士に係るものを除く。ウからカまでにおいて同じ。）
- ウ 籍又は名簿の登録事項の訂正又は削除の申請の受理
- エ 免許証の書換え交付の申請の受理及び免許証の書換え交付
- オ 免許証の再交付の申請の受理及び免許証の再交付
- カ 厚生労働大臣又は知事に返納される免許証（診療放射線技師に係るものを除く。）の受理
- (16) 死体解剖保存法施行令に基づく事務のうち、次の事務を安来市に権限移譲することとした。（第2条の表第46号関係）
- ア 保健所長の許可を受けずに死体の解剖をできる者として厚生労働大臣の認定を受けるための申請の受理及び厚生労働大臣が発行する認定証明書の交付
- イ 認定証明書の再交付の申請の受理及び認定証明書の再交付
- ウ 厚生労働大臣に返納される認定証明書の受理
- エ アの認定を受けた者の住所の変更の届出の受理
- (17) 老人福祉法に基づく事務のうち、次の事務を松江市に権限移譲することとした。（第2条の表第54号関係）
- ア 老人居宅生活支援事業の開始、変更又は廃止若しくは休止の届出の受理
- イ 老人デイサービスセンター、老人短期入所施設又は老人介護支援センター（以下「老人デイサービスセンター等」という。）の設置、廃止、休止又は変更の届出の受理
- ウ 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム又は有料老人ホーム（以下「養護老人ホーム等」という。）の設置、廃止、休止、変更等の認可又は届出の受理
- エ 老人居宅生活支援事業を行う者若しくは老人デイサービスセンター等の設置者（以下「老人居宅生活支援事業者等」という。）又は養護老人ホーム等の設置者等に対する報告の徴収又は質問若しくは立入検査
- オ 認知症対応型老人共同生活援助事業を行う者に対する措置命令
- カ 老人居宅生活支援事業者等に対する事業の制限又は停止の命令
- キ 養護老人ホーム等の設置者に対する各種命令又は認可の取消し
- ク 地方社会福祉審議会の意見の聴取

- (18) 介護保険法に基づく事務のうち、次の事務を松江市に権限移譲することとした。（第2条の表第55号関係）
- ア 居宅サービス等を行った者又はこれを使用する者に対する報告若しくは物件の提示の命令又は質問
  - イ 介護給付等を受けた被保険者又は被保険者であった者に対する報告の命令又は質問
  - ウ 指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設又は指定介護予防サービス事業者（以下「指定居宅サービス事業者等」という。）に係る指定、指定の更新、指定の取消し若しくは効力の停止又は変更、廃止、休止若しくは再開の届出の受理
  - エ 介護老人保健施設に係る開設若しくは入所定員等の変更の許可、開設の許可の更新、医師以外の者に施設を管理させることの承認、広告事項の許可又は変更、廃止、休止、再開、開設者の死亡等の届出の受理
  - オ ウの指定若しくは指定の更新（指定居宅サービス事業者等及び指定介護老人福祉施設に係るものに限る。）又はエの開設の許可若しくは開設の許可の更新をしようとするときの関係市町村長への通知及び関係市町村長からの意見の聴取
  - カ 指定居宅サービス事業者等又は介護老人保健施設に対する各種命令、出頭の要求、質問若しくは立入検査、勧告、公表又は公示
  - キ 指定居宅サービス事業者等又は介護老人保健施設に係る各種通知の受理
- (19) 母子及び寡婦福祉法に基づく事務のうち、次の事務を浜田市、奥出雲町、邑南町、海士町、西ノ島町及び知夫村に権限移譲することとした。（第2条の表第56号関係）
- ア 母子・寡婦福祉資金の貸付け及び継続貸付けに係る申請の受理
  - イ 母子・寡婦福祉資金の償還の免除に係る申請の受理
  - ウ 母子・寡婦福祉資金の繰上償還に係る申出の受理
  - エ 母子・寡婦福祉資金の据置期間の延長に係る申請の受理
  - オ 母子・寡婦福祉資金に係る違約金の徴収の特例に係る申請の受理
  - カ 母子・寡婦福祉資金の償還金の支払猶予に係る申請の受理
  - キ その他母子及び寡婦福祉法の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの
- (20) 電気用品安全法に基づく事務のうち、次の事務を雲南市に権限移譲することとした。（第2条の表第59号関係）
- ア 電気用品の販売の事業を行う者からの報告の徴収
  - イ 電気用品の販売の事業を行う者に対する立入検査又は質問
  - ウ 電気用品の所有者又は占有者に対する電気用品の提出の命令
  - エ ウの命令によって生じた損失の補償
  - オ アからウまでの事務を行った場合における経済産業大臣への結果の報告
  - カ イの立入検査又は質問を行ったときにおいて、法令に違反する事実がある場合における経済産業大臣への報告書の提出
- (21) 公有地の拡大の推進に関する法律に基づく事務のうち、次の事務を雲南市に権限移譲することとした。（第2条の表第60号関係）
- ア 都市計画区域内等の一定の土地（以下「対象地」という。）を譲渡しようとする場合の届出の受理
  - イ 地方公共団体等に対する対象地の買取り希望の申出の受理
  - ウ 対象地の買取りの協議を行う地方公共団体等の決定及び通知
  - エ 対象地の買取りを希望する地方公共団体等がない旨の通知
- (22) 都市計画法施行条例の一部改正
- (23) 引用する条項の整理
- (24) その他規定の整理

## 2 施行期日

平成21年4月1日から施行することとした。ただし、1の(1)及び(2)については平成21年1月1日から、1の(11)につ

いては平成21年10月1日から施行することとした。

◇島根県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例（条例第48号）

1 条例の概要

警務部の所掌事務にオウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律第3条第1項に規定する給付金に関することを追加することとした。

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇議会の議員の議員報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例（条例第49号）

1 条例の概要

(1) 支給対象の追加

「招集に応じ協議等の場に出席したとき。」を費用弁償の支給対象として追加することとする。 (第5条第1項関係)

(2) 費用弁償の額

「招集に応じ協議等の場に出席したとき。」に該当して費用弁償を支給する場合は、別表第2に定める日当及び宿泊料に代え、別表第3に定める額を支給することとする。 (第5条第3項関係)

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

島根県行政機関等設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 20 年 12 月 26 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

### 島根県条例第 45 号

島根県行政機関等設置条例の一部を改正する条例

島根県行政機関等設置条例（昭和52年島根県条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条を削り、第 5 条を第 4 条とし、第 6 条から第 9 条までを 1 条ずつ繰り上げる。

第10条中「第12条」を「第11条」に改め、同条を第 9 条とする。

第11条を第10条とし、第12条を第11条とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際知事若しくは西部福祉事務所の長（以下「知事等」という。）がした処分その他の行為で現に効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に知事等に対してされた申請その他の行為で、施行日以後においては邑智郡川本町若しくは同郡美郷町の長又はこれらの町の福祉事務所の長（以下「町長等」という。）が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、それぞれ当該町長等がした処分その他の行為又は当該町長等に対してされた申請その他の行為とみなす。

（職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

3 職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和46年島根県条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第29条第 1 項中「福祉事務所」を「健康福祉部地域福祉課」に改め、「職員」の次に「（健康福祉部地域福祉課に勤務する職員にあっては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17第 1 項の規定により市町村に派遣されている職員に限る。）」を加える。



島根県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 20 年 12 月 26 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

### 島根県条例第 46 号

島根県手数料条例の一部を改正する条例

島根県手数料条例（平成12年島根県条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中第15号を第16号とし、第 8 号から第14号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 7 号の次に次の 1 号を加える。

(8) 原簿等の写しの交付 原簿等の写しの交付を受けるとき。

別表に次のように加える。

67 政治資金 規正法関係 手数料	<p>(1) 政治資金規正法（昭和23年法律第 194号。以下この項において「法」という。）第19条の16第15項の規定に基づく少額領収書等の写しの交付を受けようとする者</p> <p>ア 複写機により日本工業規格 A 列 4 番の大きさの用紙に複写したもの（白黒で複写したものに限る。）の交付</p> <p>イ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下この項において同じ。）をフレキシブルディスクカートリッジ（日本工業規格 X 6223 に適合する幅 90 ミリメートルのものに限る。以下この項において同じ。）に</p>	<p>用紙 1 枚につき 10円</p> <p>1 枚につき 100円に当該少額領収書等の写しの用紙 1 枚ごとに10円を加えた額</p>
-------------------------	--	---

複写したものの交付	1 枚につき 130円に当該少 額領収書等の写 しの用紙 1 枚ご とに10円を加え た額
ウ スキャナにより読み取ってできた 電磁的記録を光ディスク（日本工業 規格X0606及びX6281に適合する直 径120ミリメートルの光ディスクの 再生装置で再生することが可能なも のに限る。以下この項において同 じ。）に複写したものの交付	
(2) 法第20条の2第2項の規定に基づく 収支報告書等（法第12条第1項若しく は第17条第1項の規定による報告書、 法第14条第1項（法第17条第4項にお いて準用する場合を含む。）の規定に よる書面又は法第19条の14の規定によ る政治資金監査報告書をいう。）の写 しの交付を受けようとする者	
ア 複写機により日本工業規格A列4 番の大きさの用紙に複写したもの （白黒で複写したのものに限る。）の 交付	用紙 1 枚につき 10円
イ スキャナにより読み取ってできた 電磁的記録をフレキシブルディスク カートリッジに複写したものの交付	1 枚につき 100円に当該収 支報告書等の用 紙 1 枚ごとに10 円を加えた額
ウ スキャナにより読み取ってできた 電磁的記録を光ディスクに複写した	1 枚につき 130円に当該収

	ものの交付	支報告書等の用 紙 1 枚ごとに10 円を加えた額
--	-------	---------------------------------

## 附 則

この条例は、平成21年 1 月 1 日から施行する。

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 20 年 12 月 26 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

### 島根県条例第 47 号

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年島根県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表第 8 号右欄中「建築物に係る事務にあつては松江市、」を「建築物に係る事務にあつては」に、「益田市、安来市」を「益田市、大田市、安来市」に、「有料路外駐車場に係る事務にあつては松江市、」を「有料路外駐車場に係る事務にあつては」に改め、同表第11号右欄中「雲南市及び川本町」を「雲南市、飯南町、川本町及び美郷町」に改め、同表第18号左欄の(1)中「第31条の 2 第 2 項第14号ハ」を「第31条の 2 第 2 項第15号ハ」に、「第62条の 3 第 4 項第14号ハ」を「第62条の 3 第 4 項第15号ハ」に改め、同欄の(2)中「第31条の 2 第 2 項第 15号ニ」を「第31条の 2 第 2 項第16号ニ」に、「第62条の 3 第 4 項第15号ニ」を「第62条の 3 第 4 項第16号ニ」に改め、同号右欄を次のように改める。

(1)に係る事務及び(4)に係る事務（(1)に規定する認定に係るものに限る。） にあつては松江市、(2)に係る事務及び(4)に係る事務（(2)に規定する認定に 係るものに限る。）にあつては松江市、出雲市及び雲南市、(3)に係る事務 にあつては松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市、 雲南市、飯南町、斐川町、川本町、美郷町、津和野町及び海士町
---

第 2 条の表第19号右欄中「都市計画区域所在一部市町」の次に「、松江市」を加え、同表第20号右欄中「松江市」の次に「及び江津市」を加え、同表第25号右欄中「第 2 条第33号」を「第 2 条第35号」に改め、同表第28号右欄中「事務並びに」を「事務にあつては松江市、」に、「松江市、(2)」を「松江市及び出雲市、(2)」に改め、同表第30号右欄中「雲南市」の次に「、奥出雲町」を加え、「出雲市、飯南町」を「出雲市、奥出雲町、飯南町」に改め、同表第31号左欄中「もの（」の次に「(3)から(13)までに係る事務（(8)から(11)までに係る事務にあつては、(1)又は(2)に掲げる事務に係るものを除く。）にあつては、」を加え、同欄の(1)を同

欄の(13)とし、同欄の(10)中「(1)又は(4)」を「(3)又は(6)」に改め、同欄の(10)を同欄の(12)とし、同欄の(9)中「(1)から(8)まで及び(10)」を「(1)から(10)まで及び(12)」に改め、同欄中(9)を(11)とし、(8)を(10)とし、同欄の(7)中「(6)」を「(8)」に、「(8)」を「(10)」に改め、同欄の(7)を同欄の(9)とし、同欄の(6)中「(1)若しくは(4)」を「(1)、(3)若しくは(6)」に、「(10)」を「(12)」に改め、同欄中(6)を(8)とし、(1)から(5)までを(3)から(7)までとし、(3)の前に次のように加える。

- (1) 法第 3 条第 1 項の規定による農地又は採草放牧地の権利の設定又は移転の許可
  - (2) 法第 3 条第 3 項の規定による条件の付加
- 第 2 条の表第 31 号右欄を次のように改める。

(1)及び(2)に係る事務並びに(8)から(11)までに係る事務（(1)又は(2)に掲げる事務に係るものに限る。）にあっては松江市、出雲市及び雲南市、(3)から(7)までに係る事務、(8)から(11)までに係る事務（(1)又は(2)に掲げる事務に係るものを除く。）及び(12)に係る事務にあっては松江市、出雲市、飯南町、川本町、邑南町、海士町、西ノ島町、知夫村及び隠岐の島町（(13)に規定する農林水産大臣との協議を要する許可に係るものにおいて、松江市及び出雲市に限る。）、(13)に係る事務にあっては松江市及び出雲市

第 2 条の表第 32 号右欄及び第 33 号右欄中「及び安来市」を「、安来市及び雲南市」に改め、同表第 35 号右欄を次のように改める。

松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市、飯南町、斐川町、川本町、美郷町、津和野町及び海士町

第 2 条の表第 36 号右欄中「飯南町」の次に「、川本町、美郷町、邑南町」を加え、同表第 37 号左欄の(1)中「保育所を経営する事業のみを行うものであって、その主たる事務所の所在する市町村の区域のみで事業を行うもの」を「その主たる事務所の所在する市町村の区域のみにおいて事務所又は事業所を有するもの（当該市町村の区域を越えて事業を行う社会福祉法人で規則で定めるものを除

く。)」に改め、同欄の(4)中「に規定する」を「の規定による」に改め、同欄中(25)を(38)とし、(24)を(37)とし、(23)を(36)とし、同欄の(22)中「(21)」を「(34)」に、「(23)」を「(36)」に改め、同欄の(22)を同欄の(35)とし、同欄の(21)中「含む。)」の次に「で対象事業を営み、又は営もうとするもの」を加え、同欄の(21)を同欄の(34)とし、同欄の(20)中「命令又は」の次に「許可若しくは」を加え、「社会福祉法人」を「社会福祉事業に係る施設の設置又は開始の届出、許可又は認可（この条の規定により市町村が処理することとされたものに限り、放課後児童健全育成事業に係るものを除く。）を必要とする社会福祉事業（以下この号において「対象事業」という。）」に改め、同欄中(20)を(32)とし、(32)の次に次のように加える。

(33) 法第72条第3項の規定による経営の制限又は停止の命令

第2条の表第37号左欄中(19)を(28)とし、(28)の次に次のように加える。

(29) 法第70条の規定による報告の徴収又は検査若しくは調査（軽費老人ホームを経営する事業、老人福祉センターを経営する事業及び法第2条第3項第10号に掲げる事業に係るものに限る。(31)及び(33)において同じ。)

(30) 法第71条の規定による措置命令

(31) 法第72条第1項の規定による経営の制限、停止の命令又は許可の取消し

第2条の表第37号左欄の(18)中「受理（」の次に「老人福祉センターを経営する事業、法第2条第3項第10号に掲げる事業及び」を加え、「(19)」を「(28)」に改め、同欄中(18)を(27)とし、(17)を(20)とし、(20)の次に次のように加える。

(21) 法第62条第1項の規定による社会福祉施設の設置の届出の受理（軽費老人ホームに係るものに限る。(22)から(25)までにおいて同じ。)

(22) 法第62条第2項の規定による社会福祉施設の設置の許可

(23) 法第62条第6項（法第63条第3項において準用する場合を含む。）の規定による条件の付与

(24) 法第63条第1項の規定による社会福祉施設に係る変更の届出の受理

(25) 法第63条第2項の規定による社会福祉施設に係る変更の許可

(26) 法第64条の規定による事業の廃止の届出の受理（軽費老人ホームを営む事業に係るものに限る。(30)において同じ。)

第 2 条の表第 37 号左欄中(16)を(18)とし、(10)から(15)までを(12)から(17)までとし、(18)の次に次のように加える。

- (19) 法第 57 条の規定による社会福祉法人に対する公益事業又は収益事業の停止の命令

第 2 条の表第 37 号左欄の(9)の次に次のように加える。

- (10) 法第 47 条の 2 第 3 項の規定による意見の陳述及び調査  
(11) 法第 47 条の 2 第 4 項の規定による意見の陳述

第 2 条の表第 37 号右欄を次のように改める。

(1)から(26)まで及び(29)から(38)までに係る事務にあつては松江市、(27)及び(28)に係る事務にあつては松江市、出雲市、雲南市及び海士町（(27)及び(28)に係る事務のうち老人福祉センターを経営する事業及び法第 2 条第 3 項第 10 号に掲げる事業に係るものにあつては、松江市に限る。）

第 2 条の表第 38 号右欄中「飯南町」を「出雲市及び飯南町」に改め、同表に次の 19 号を加える。

<p>42 医師法施行令（昭和 28 年政令第 382 号。以下この号において「政令」という。）及び医師法（昭和 23 年法律第 201 号）の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 政令第 3 条の規定による免許の申請の受理及び厚生労働大臣が発行した免許証の交付</p> <p>(2) 政令第 5 条第 2 項の規定による籍の訂正の申請の受理</p> <p>(3) 政令第 6 条第 1 項の規定による登録の抹消の申請の受理</p> <p>(4) 政令第 8 条第 2 項の規定による免許証の書換え交付の申請の受理及び厚生労働大臣が書き換えた当該免許</p>	<p>安来市</p>
---	------------

<p>証の交付</p> <p>(5) 政令第 9 条第 2 項の規定による免許証の再交付の申請の受理及び厚生労働大臣が再発行した当該免許証の再交付</p> <p>(6) 政令第 9 条第 5 項の規定による厚生労働大臣に返納される免許証の受理</p> <p>(7) 政令第10条の規定による厚生労働大臣に返納される免許証の受理</p>	
<p>43 歯科医師法施行令（昭和28年政令第383号。以下この号において「政令」という。）及び歯科医師法（昭和23年法律第202号）の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 政令第 3 条の規定による免許の申請の受理及び厚生労働大臣が発行した免許証の交付</p> <p>(2) 政令第 5 条第 2 項の規定による籍の訂正の申請の受理</p> <p>(3) 政令第 6 条第 1 項の規定による登録の抹消の申請の受理</p> <p>(4) 政令第 8 条第 2 項の規定による免許証の書換え交付の申請の受理及び厚生労働大臣が書き換えた当該免許証の交付</p> <p>(5) 政令第 9 条第 2 項の規定による免許証の再交付の申請の受理及び厚生労働大臣が再発行した当該免許証の再交付</p> <p>(6) 政令第 9 条第 5 項の規定による厚生労働大臣に返納される免許証の受理</p> <p>(7) 政令第10条の規定による厚生労働大臣に返納される</p>	安来市



免許証の受理	
<p>44 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下この号において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第12条第5項（法第14条第3項（法附則第51条第2項及び附則第52条第2項並びに附則第53条第2項（法附則第60条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により厚生労働大臣又は知事が発行した免許証の交付</p> <p>(2) 法第33条（法附則第51条第2項及び附則第52条第2項並びに附則第53条第2項（法附則第60条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による業務に従事する保健師、助産師、看護師及び准看護師の氏名等の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(3) 保健師助産師看護師法施行令（昭和28年政令第386号。以下この号において「政令」という。）第1条の3の規定による免許の申請の受理</p> <p>(4) 政令第3条第3項及び第5項（政令附則第2項において準用する場合を含む。）の規定による籍の訂正の申請の受理</p> <p>(5) 政令第4条第2項及び第3項（政令附則第2項において準用する場合を含む。）の規定による登録の抹消の申請の受理</p> <p>(6) 政令第5条（政令附則第2項において準用する場合を含む。）の規定による登録の抹消の申請の受理</p>	安来市

<p>(7) 政令第 6 条第 2 項及び第 4 項（政令附則第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による免許証の書換え交付の申請の受理及び厚生労働大臣又は免許を与えた都道府県知事が書き換えた当該免許証の交付</p> <p>(8) 政令第 7 条第 2 項及び第 6 項（政令附則第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による免許証の再交付の申請の受理及び厚生労働大臣又は免許を与えた都道府県知事が再発行した当該免許証の再交付</p> <p>(9) 政令第 7 条第 5 項及び第 6 項（政令附則第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による厚生労働大臣又は免許を与えた都道府県知事に返納される免許証の受理</p> <p>(10) 政令第 8 条第 2 項、第 4 項及び第 5 項（政令附則第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による厚生労働大臣又は免許を与えた都道府県知事に返納される免許証の受理</p>	
<p>45 歯科衛生士法（昭和23年法律第204号）第 6 条第 3 項の規定による業務に従事する歯科衛生士の氏名等の届出の受理及び知事への送付</p>	安来市
<p>46 死体解剖保存法施行令（昭和28年政令第381号。以下この号において「政令」という。）及び死体解剖保存法（昭和24年法律第204号）の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 政令第 1 条第 1 項の規定による認定の申請書の受理及び厚生労働大臣が発行した認定証明書の交付</p> <p>(2) 政令第 3 条第 2 項の規定による認定証明書の再交付の申請の受理及び厚生労働大臣が再発行した当該認定</p>	安来市

<p>証明書の再交付</p> <p>(3) 政令第 3 条第 5 項の規定による厚生労働大臣に返納される認定証明書の受理</p> <p>(4) 政令第 4 条の規定による厚生労働大臣に返納される認定証明書の受理</p> <p>(5) 政令第 5 条第 1 項の規定による住所の変更の届出の受理及び知事への送付</p>	
<p>47 診療放射線技師法施行令（昭和28年政令第385号。以下この号において「政令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 政令第 1 条の 2 の規定による免許の申請の受理及び厚生労働大臣が発行した免許証の交付</p> <p>(2) 政令第 1 条の 4 第 2 項の規定による籍の訂正の申請の受理</p> <p>(3) 政令第 2 条第 1 項の規定による登録の消除の申請の受理</p> <p>(4) 政令第 3 条第 2 項の規定による免許証の書換え交付の申請の受理及び厚生労働大臣が書き換えた当該免許証の交付</p> <p>(5) 政令第 4 条第 1 項の規定による免許証の再交付の申請の受理及び厚生労働大臣が再発行した当該免許証の再交付</p>	安来市
<p>48 歯科技工士法（昭和30年法律第168号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第 6 条第 3 項の規定による業務に従事する歯科技工士の氏名等の届出の受理及び知事への送付</p>	安来市

<ul style="list-style-type: none"> <li>(2) 歯科技工士法施行令（昭和30年政令第228号。以下この号において「政令」という。）第1条の規定による免許の申請の受理及び厚生労働大臣が発行した免許証の交付</li> <li>(3) 政令第3条第2項の規定による名簿の訂正の申請の受理</li> <li>(4) 政令第4条第1項の規定による登録の消除の申請の受理</li> <li>(5) 政令第5条第2項の規定による免許証の書換え交付の申請の受理及び厚生労働大臣が書き換えた当該免許証の交付</li> <li>(6) 政令第6条第2項の規定による免許証の再交付の申請の受理及び厚生労働大臣が再発行した当該免許証の再交付</li> <li>(7) 政令第6条第5項の規定による厚生労働大臣に返納される免許証の受理</li> <li>(8) 政令第7条の規定による厚生労働大臣に返納される免許証の受理</li> </ul>	
<p>49 臨床検査技師等に関する法律施行令（昭和33年政令第226号。以下この号において「政令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 政令第1条の規定による免許の申請の受理及び厚生労働大臣が発行した免許証の交付</li> <li>(2) 政令第3条第2項の規定による名簿の訂正の申請の受理</li> <li>(3) 政令第4条第1項の規定による登録の消除の申請の受理</li> </ul>	安来市

- (4) 政令第 5 条第 2 項の規定による免許証の書換え交付の申請の受理及び厚生労働大臣が書き換えた当該免許証の交付
- (5) 政令第 6 条第 2 項の規定による免許証の再交付の申請の受理及び厚生労働大臣が再発行した当該免許証の再交付
- (6) 政令第 6 条第 5 項の規定による厚生労働大臣に返納される免許証の受理
- (7) 政令第 7 条の規定による厚生労働大臣に返納される免許証の受理
- (8) 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成18年政令第70号。以下この号において「一部改正政令」という。）附則第 2 条第 1 項の規定によりなお効力を有することとされる一部改正政令による改正前の政令（以下この号において「旧政令」という。）第 3 条の規定による免許の申請の受理及び厚生労働大臣が発行した免許証の交付
- (9) 一部改正政令附則第 2 条第 1 項の規定によりなお効力を有することとされる旧政令第 5 条第 2 項の規定による名簿の訂正の申請の受理
- (10) 一部改正政令附則第 2 条第 1 項の規定によりなお効力を有することとされる旧政令第 6 条第 1 項の規定による登録の消除の申請の受理
- (11) 一部改正政令附則第 2 条第 1 項の規定によりなお効力を有することとされる旧政令第 7 条第 2 項の規定による免許証の書換え交付の申請の受理及び厚生労働大臣が書き換えた当該免許証の交付

<p>(12) 一部改正政令附則第 2 条第 1 項の規定によりなお効力を有することとされる旧政令第 8 条第 2 項の規定による免許証の再交付の申請の受理及び厚生労働大臣が再発行した当該免許証の再交付</p> <p>(13) 一部改正政令附則第 2 条第 1 項の規定によりなお効力を有することとされる旧政令第 8 条第 5 項の規定による厚生労働大臣に返納される免許証の受理</p> <p>(14) 一部改正政令附則第 2 条第 1 項の規定によりなお効力を有することとされる旧政令第 9 条の規定による厚生労働大臣に返納される免許証の受理</p>	
<p>50 理学療法士及び作業療法士法施行令（昭和40年政令第 327号。以下この号において「政令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 政令第 1 条の規定による免許の申請の受理及び厚生労働大臣が発行した免許証の交付</p> <p>(2) 政令第 3 条第 2 項の規定による名簿の訂正の申請の受理</p> <p>(3) 政令第 4 条第 1 項の規定による登録の消除の申請の受理</p> <p>(4) 政令第 5 条第 2 項の規定による免許証の書換え交付の申請の受理及び厚生労働大臣が書き換えた当該免許証の交付</p> <p>(5) 政令第 6 条第 2 項の規定による免許証の再交付の申請の受理及び厚生労働大臣が再発行した当該免許証の再交付</p> <p>(6) 政令第 6 条第 5 項の規定による厚生労働大臣に返納される免許証の受理</p>	安来市

<p>(7) 政令第 7 条の規定による厚生労働大臣に返納される免許証の受理</p>	
<p>51 視能訓練士法施行令（昭和46年政令第246号。以下この号において「政令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 政令第 1 条の規定による免許の申請の受理及び厚生労働大臣が発行した免許証の交付</p> <p>(2) 政令第 3 条第 2 項の規定による名簿の訂正の申請の受理</p> <p>(3) 政令第 4 条第 1 項の規定による登録の消除の申請の受理</p> <p>(4) 政令第 5 条第 2 項の規定による免許証の書換え交付の申請の受理及び厚生労働大臣が書き換えた当該免許証の交付</p> <p>(5) 政令第 6 条第 2 項の規定による免許証の再交付の申請の受理及び厚生労働大臣が再発行した当該免許証の再交付</p> <p>(6) 政令第 6 条第 5 項の規定による厚生労働大臣に返納される免許証の受理</p> <p>(7) 政令第 7 条の規定による厚生労働大臣に返納される免許証の受理</p>	安来市
<p>52 栄養士法（昭和22年法律第245号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第 4 条第 2 項の規定により知事が発行した栄養士免許証の交付</p> <p>(2) 栄養士法施行令（昭和28年政令第231号。以下この</p>	安来市

- 号において「政令」という。) 第 1 条第 1 項の規定による栄養士免許の申請の受理
- (3) 政令第 1 条第 2 項の規定による管理栄養士免許の申請の受理
  - (4) 政令第 1 条第 3 項 (政令第 5 条第 5 項及び第 6 条第 7 項において準用する場合を含む。) の規定による厚生労働大臣が発行した管理栄養士免許証の交付
  - (5) 政令第 3 条第 2 項の規定による栄養士名簿の訂正の申請の受理
  - (6) 政令第 3 条第 4 項の規定による管理栄養士名簿の訂正の申請の受理
  - (7) 政令第 4 条第 1 項の規定による栄養士名簿の登録の抹消の申請の受理
  - (8) 政令第 4 条第 2 項の規定による管理栄養士名簿の登録の抹消の申請の受理
  - (9) 政令第 5 条第 1 項の規定による栄養士免許証の書換え交付の申請の受理及び知事が書き換えた当該免許証の交付
  - (10) 政令第 5 条第 2 項の規定による管理栄養士免許証の書換え交付の申請の受理
  - (11) 政令第 6 条第 1 項の規定による栄養士免許証の再交付の申請の受理及び知事が再発行した当該免許証の再交付
  - (12) 政令第 6 条第 5 項の規定による知事に返納される栄養士免許証の受理
  - (13) 政令第 6 条第 6 項の規定による管理栄養士免許証の再交付の申請の受理及び厚生労働大臣に返納される管



<p>理栄養士免許証の受理</p> <p>(14) 政令第 8 条第 1 項及び第 3 項の規定による知事に返納される栄養士免許証の受理</p> <p>(15) 政令第 8 条第 2 項及び第 4 項の規定による厚生労働大臣に返納される管理栄養士免許証の受理</p>	
<p>53 調理師法（昭和33年法律第147号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第 5 条第 3 項の規定により知事が発行した免許証の交付</p> <p>(2) 法第 5 条の 2 第 1 項の規定による業務に従事する調理師の氏名等の届出の受理及び知事への送付</p> <p>(3) 調理師法施行令（昭和33年政令第303号。以下この号において「政令」という。）第 1 条の規定による免許の申請の受理</p> <p>(4) 政令第11条第 2 項の規定による名簿の訂正の申請の受理</p> <p>(5) 政令第12条第 1 項の規定による登録の消除の申請の受理</p> <p>(6) 政令第13条第 2 項の規定による免許証の書換え交付の申請の受理及び知事が書き換えた当該免許証の交付</p> <p>(7) 政令第14条第 2 項の規定による免許証の再交付の申請の受理及び知事が再発行した当該免許証の再交付</p> <p>(8) 政令第14条第 4 項の規定による知事に返納される免許証の受理</p> <p>(9) 政令第15条の規定による知事に返納される免許証の受理</p>	安来市

<p>54 老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 法第14条の規定による老人居宅生活支援事業の開始の届出の受理</li><li>(2) 法第14条の2の規定による老人居宅生活支援事業に係る変更の届出の受理</li><li>(3) 法第14条の3の規定による老人居宅生活支援事業の廃止又は休止の届出の受理</li><li>(4) 法第15条第2項の規定による老人デイサービスセンター、老人短期入所施設又は老人介護支援センター（以下この号において「老人デイサービスセンター等」という。）の設置の届出の受理</li><li>(5) 法第15条第3項の規定による養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム（以下この号において「養護老人ホーム等」という。）の設置の届出の受理</li><li>(6) 法第15条第4項の規定による養護老人ホーム等の設置の認可</li><li>(7) 法第15条の2第1項の規定による老人デイサービスセンター等に係る変更の届出の受理</li><li>(8) 法第15条の2第2項の規定による養護老人ホーム等に係る変更の届出の受理</li><li>(9) 法第16条第1項の規定による老人デイサービスセンター等の廃止又は休止の届出の受理</li><li>(10) 法第16条第2項の規定による養護老人ホーム等の廃止、休止若しくは入所定員の減少又は入所定員の増加の届出の受理</li></ol>	松江市
---	-----

- (11) 法第16条第3項の規定による養護老人ホーム等の廃止、休止若しくは入所定員の減少の時期又は入所定員の増加の認可
- (12) 法第18条第1項の規定による老人居宅生活支援事業を行う者又は老人デイサービスセンター等の設置者（以下この号において「老人居宅生活支援事業者等」という。）に対する報告の徴収又は質問若しくは立入検査
- (13) 法第18条第2項の規定による養護老人ホーム等の長に対する報告の徴収又は質問若しくは立入検査
- (14) 法第18条の2第1項の規定による認知症対応型老人共同生活援助事業を行う者に対する措置命令
- (15) 法第18条の2第2項の規定による老人居宅生活支援事業者等に対する事業の制限又は停止の命令
- (16) 法第18条の2第3項の規定による地方社会福祉審議会の意見の聴取
- (17) 法第19条第1項の規定による養護老人ホーム等の設置者に対する設備若しくは運営の改善若しくは事業の停止若しくは廃止の命令又は養護老人ホーム等の設置の認可の取消し
- (18) 法第19条第2項の規定による地方社会福祉審議会の意見の聴取
- (19) 法第29条第1項の規定による有料老人ホームの設置の届出の受理
- (20) 法第29条第2項の規定による有料老人ホームに係る変更又は事業の休止若しくは廃止の届出の受理
- (21) 法第29条第6項の規定による有料老人ホームの設置

<p>者又は管理者若しくは設置者から介護等の供与を委託された者に対する報告の徴収又は質問若しくは立入検査</p> <p>(2) 法第29条第8項の規定による有料老人ホームの設置者に対する措置命令</p> <p>(23) 法第29条第9項の規定による有料老人ホームの設置者に対する措置命令に係る公示</p>	
<p>55 介護保険法（平成9年法律第123号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第24条第1項の規定による居宅サービス等を行った者又はこれを使用する者に対する報告若しくは記録、帳簿書類その他の物件の提示の命令又は質問</p> <p>(2) 法第24条第2項の規定による介護給付等を受けた被保険者又は被保険者であった者に対する報告の命令又は質問</p> <p>(3) 法第70条第1項の規定による法第41条第1項の指定居宅サービス事業者の指定</p> <p>(4) 法第70条第5項（法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定による関係市町村長に対する通知及び関係市町村長からの意見の聴取</p> <p>(5) 法第70条の2第1項（法第115条の10において準用する場合を含む。）の規定による指定の更新</p> <p>(6) 法第71条第1項ただし書（法第115条の10において準用する場合を含む。）の規定による別段の申出の受理</p> <p>(7) 法第72条第1項ただし書（法第115条の10において</p>	<p>松江市</p>

- 準用する場合を含む。)の規定による別段の申出の受理(介護療養型医療施設に係るものを除く。)
- (8) 法第75条の規定による指定居宅サービス事業者の事業所の名称等の変更又は事業の廃止、休止若しくは再開の届出の受理
- (9) 法第76条第1項の規定による指定居宅サービス事業者等に対する報告等の命令、出頭の要求又は質問若しくは立入検査
- (10) 法第76条の2第1項の規定による指定居宅サービス事業者に対する勧告
- (11) 法第76条の2第2項の規定による指定居宅サービス事業者が勧告に従わないときの公表
- (12) 法第76条の2第3項の規定による指定居宅サービス事業者に対する措置命令
- (13) 法第76条の2第4項の規定による指定居宅サービス事業者に対する措置命令をした旨の公示
- (14) 法第76条の2第5項の規定による指定居宅サービス事業者が適正な事業の運営をしていない旨の通知の受理
- (15) 法第77条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止
- (16) 法第77条第2項の規定による指定居宅サービス事業者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止の事由に該当する旨の通知の受理
- (17) 法第78条の規定による指定居宅サービス事業者の指定等をした旨の公示

- (18) 法第79条第1項の規定による法第46条第1項の指定居宅介護支援事業者の指定
- (19) 法第79条の2第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定の更新
- (20) 法第82条の規定による指定居宅介護支援事業者の事業所の名称等の変更又は事業の廃止、休止若しくは再開の届出の受理
- (21) 法第83条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者等に対する報告等の命令、出頭の要求又は質問若しくは立入検査
- (22) 法第83条の2第1項の規定による指定居宅介護支援事業者に対する勧告
- (23) 法第83条の2第2項の規定による指定居宅介護支援事業者が勧告に従わないときの公表
- (24) 法第83条の2第3項の規定による指定居宅介護支援事業者に対する措置命令
- (25) 法第83条の2第4項の規定による指定居宅介護支援事業者に対する措置命令をした旨の公示
- (26) 法第83条の2第5項の規定による指定居宅介護支援事業者が適正な事業の運営をしていない旨の通知の受理
- (27) 法第84条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止
- (28) 法第84条第2項の規定による指定居宅介護支援事業者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止の事由に該当する旨の通知の受理

- (29) 法第85条の規定による指定居宅介護支援事業者の指定等をした旨の公示
- (30) 法第86条第1項の規定による法第48条第1項第1号の指定介護老人福祉施設の指定
- (31) 法第86条第3項（法第86条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定による関係市町村長に対する通知及び関係市町村長からの意見の聴取
- (32) 法第86条の2第1項の規定による指定介護老人福祉施設の指定の更新
- (33) 法第89条の規定による指定介護老人福祉施設の開設者の住所等の変更の届出の受理
- (34) 法第90条第1項の規定による指定介護老人福祉施設の開設者等に対する報告等の命令、出頭の要求又は質問若しくは立入検査
- (35) 法第91条の規定による指定介護老人福祉施設の指定の辞退の届出の受理
- (36) 法第91条の2第1項の規定による指定介護老人福祉施設の開設者に対する勧告
- (37) 法第91条の2第2項の規定による指定介護老人福祉施設の開設者が勧告に従わないときの公表
- (38) 法第91条の2第3項の規定による指定介護老人福祉施設の開設者に対する措置命令
- (39) 法第91条の2第4項の規定による指定介護老人福祉施設の開設者に対する措置命令をした旨の公示
- (40) 法第91条の2第5項の規定による適正な指定介護老人福祉施設の運営をしていない旨の通知の受理
- (41) 法第92条第1項の規定による指定介護老人福祉施設

の指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の  
停止

- (42) 法第92条第 2 項の規定による指定介護老人福祉施設  
が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の  
停止の事由に該当する旨の通知の受理
- (43) 法第93条の規定による指定介護老人福祉施設の指定  
等をした旨の公示
- (44) 法第94条第 1 項の規定による介護老人保健施設の開  
設の許可
- (45) 法第94条第 2 項の規定による介護老人保健施設の入  
所定員等の変更の許可
- (46) 法第94条第 6 項（法第94条の 2 第 4 項において準用  
する場合を含む。）の規定による関係市町村長に対す  
る通知及び関係市町村長からの意見の聴取
- (47) 法第94条の 2 第 1 項の規定による介護老人保健施設  
の開設許可の更新
- (48) 法第95条第 1 項の規定による介護老人保健施設を管  
理する医師の承認
- (49) 法第95条第 2 項の規定による介護老人保健施設を医  
師以外の者に管理させることの承認
- (50) 法第98条第 1 項第 4 号の規定による介護老人保健施  
設の広告事項の許可
- (51) 法第99条の規定による介護老人保健施設の開設者の  
住所等の変更の届出の受理
- (52) 法第100条第 1 項の規定による介護老人保健施設の  
開設者等に対する報告等の命令、出頭の要求又は質問  
若しくは立入検査



- (53) 法第100条第 3 項の規定による介護老人保健施設に対する処分の必要性に係る通知の受理
- (54) 法第101条の規定による介護老人保健施設の全部若しくは一部の使用の制限若しくは禁止又は修繕若しくは改築の命令
- (55) 法第102条第 1 項の規定による介護老人保健施設の管理者の変更の命令
- (56) 法第103条第 1 項の規定による介護老人保健施設の開設者に対する勧告
- (57) 法第103条第 2 項の規定による介護老人保健施設の開設者が勧告に従わないときの公表
- (58) 法第103条第 3 項の規定による介護老人保健施設の開設者に対する措置命令又は業務の停止の命令
- (59) 法第103条第 4 項の規定による介護老人保健施設の開設者に対する措置命令又は業務の停止の命令をした旨の公示
- (60) 法第103条第 5 項の規定による介護老人保健施設が設備及び運営に関する基準に適合しなくなった旨の通知の受理
- (61) 法第104条第 1 項の規定による介護老人保健施設の開設の許可の取消し又は許可の全部若しくは一部の効力の停止
- (62) 法第104条第 2 項の規定による介護老人保健施設の開設の許可の取消し又は許可の全部若しくは一部の効力の停止の事由に該当する旨の通知の受理
- (63) 法第105条において準用する医療法（昭和23年法律第205号）第 8 条の 2 第 2 項の規定による介護老人保

## 健施設の休止又は再開の届出の受理

- (64) 法第105条において準用する医療法第9条第1項の規定による介護老人保健施設の廃止の届出の受理
- (65) 法第105条において準用する医療法第9条第2項の規定による介護老人保健施設の開設者が死亡し、又は失そうの宣告を受けたときの届出の受理
- (66) 法第105条において準用する医療法第15条第3項の規定による介護老人保健施設において診療の用に供するエックス線装置を備えたとき等の届出の受理
- (67) 法第105条において準用する医療法第30条の規定による弁明の機会の付与
- (68) 法第115条の2第1項の規定による法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者の指定
- (69) 法第115条の5の規定による指定介護予防サービス事業者の事業所の名称等の変更又は事業の廃止、休止若しくは再開の届出の受理
- (70) 法第115条の6第1項の規定による指定介護予防サービス事業者等に対する報告等の命令、出頭の要求又は質問若しくは立入検査
- (71) 法第115条の7第1項の規定による指定介護予防サービス事業者に対する勧告
- (72) 法第115条の7第2項の規定による指定介護予防サービス事業者が勧告に従わないときの公表
- (73) 法第115条の7第3項の規定による指定介護予防サービス事業者に対する措置命令
- (74) 法第115条の7第4項の規定による指定介護予防サービス事業者に対する措置命令をした旨の公示

<p>(75) 法第115条の 7 第 5 項の規定による指定介護予防サービス事業者が適正な事業の運営をしていない旨の通知の受理</p> <p>(76) 法第115条の 8 第 1 項の規定による指定介護予防サービス事業者の指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止</p> <p>(77) 法第115条の 8 第 2 項の規定による指定介護予防サービス事業者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止の事由に該当する旨の通知の受理</p> <p>(78) 法第115条の 9 の規定による指定介護予防サービス事業者の指定等をした旨の公示</p> <p>(79) 法第115条の29第 6 項の規定による指定若しくは許可の取消し又は指定若しくは許可の全部若しくは一部の効力の停止（同条第 4 項の規定による命令に従わず指定若しくは許可の取消し又は指定若しくは許可の全部若しくは一部の効力の停止をすることが適当である旨の通知を知事から得た場合に限る。）（指定介護療養型医療施設に係るものを除く。）</p>	
<p>56 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下この号において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第13条第 1 項（法第32条第 1 項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による資金の貸付けに係る申請の受理</p> <p>(2) 法第13条第 3 項（法第32条第 1 項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による資金の継続貸付けに係る申請の受理</p>	<p>浜田市、奥出雲町、邑南町、海士町、西ノ島町及び知夫村</p>

<p>(3) 法第15条（法第32条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による資金の償還の免除に係る申請の受理</p> <p>(4) 母子及び寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号。以下この号において「政令」という。）第8条第3項ただし書（政令第37条第2項において準用する場合を含む。）の規定による資金の繰上償還に係る申出の受理</p> <p>(5) 政令第8条第5項（政令第37条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による資金の据置期間の延長に係る申請の受理</p> <p>(6) 政令第17条ただし書（政令第38条において準用する場合を含む。）の規定による違約金の徴収の特例に係る申請の受理</p> <p>(7) 政令第19条第1項（政令第38条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による資金の償還金の支払猶予に係る申請の受理</p> <p>(8) (1)から(7)までに掲げる事務のほか、法の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの</p>	
<p>57 薬剤師法施行令（昭和36年政令第13号。以下この号において「政令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 政令第3条の規定による免許の申請の受理及び厚生労働大臣が発行した免許証の交付</p> <p>(2) 政令第5条第2項の規定による名簿の訂正の申請の受理</p>	安来市

<ul style="list-style-type: none"> <li>(3) 政令第 6 条第 1 項の規定による登録の消除の申請の受理</li> <li>(4) 政令第 8 条第 2 項の規定による免許証の書換え交付の申請の受理及び厚生労働大臣が書き換えた当該免許証の交付</li> <li>(5) 政令第 9 条第 2 項の規定による免許証の再交付の申請の受理及び厚生労働大臣が再発行した当該免許証の再交付</li> <li>(6) 政令第 9 条第 5 項の規定による厚生労働大臣に返納される免許証の受理</li> <li>(7) 政令第 10 条の規定による厚生労働大臣に返納される免許証の受理</li> </ul>	
<p>58 製菓衛生師法（昭和 41 年法律第 115 号。以下この号において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 法第 7 条第 3 項の規定により知事が発行した免許証の交付</li> <li>(2) 製菓衛生師法施行令（昭和 41 年政令第 387 号。以下この号において「政令」という。）第 1 条の規定による免許の申請の受理</li> <li>(3) 政令第 3 条第 2 項の規定による名簿の訂正の申請の受理</li> <li>(4) 政令第 4 条第 1 項の規定による登録の消除の申請の受理</li> <li>(5) 政令第 5 条第 2 項の規定による免許証の書換え交付の申請の受理及び知事が書き換えた当該免許証の交付</li> <li>(6) 政令第 6 条第 2 項の規定による免許証の再交付の申</li> </ul>	安来市

<p>請の受理及び知事が再発行した当該免許証の再交付</p> <p>(7) 政令第 6 条第 4 項の規定による知事に返納される免許証の受理</p> <p>(8) 政令第 7 条の規定による知事に返納される免許証の受理</p>	
<p>59 電気用品安全法（昭和36年法律第234号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第45条第 1 項の規定による電気用品の販売の事業（自ら製造し、又は輸入した電気用品の販売の事業を除く。以下この号において同じ。）を行う者の業務に関する報告の徴収</p> <p>(2) 法第46条第 1 項の規定による電気用品の販売の事業を行う者に対する立入検査又は質問</p> <p>(3) 法第46条の 2 第 1 項の規定による電気用品の提出の命令</p> <p>(4) 法第46条の 2 第 2 項の規定による損失の補償</p> <p>(5) 電気用品安全法施行令（昭和37年政令第324号）第 5 条第 2 項の規定による経済産業大臣への報告</p> <p>(6) 電気用品安全法施行規則（昭和37年通商産業省令第 84号）第47条第 2 項の規定による経済産業大臣への報告書の提出</p>	雲南市
<p>60 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域にわたるものを除く。）</p> <p>(1) 法第 4 条第 1 項の規定による土地を譲渡しようとする</p>	雲南市

<p>る場合の届出の受理</p> <p>(2) 法第 5 条第 1 項の規定による土地の買取り希望の申出の受理</p> <p>(3) 法第 6 条第 1 項の規定による土地の買取りの協議を行う地方公共団体等の決定及び通知</p> <p>(4) 法第 6 条第 3 項の規定による土地の買取りを希望する地方公共団体等がない旨の通知</p>	
--	--

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第2条の表第8号の改正規定、同表第19号の改正規定及び附則第2項の規定は平成21年1月1日から、同表第36号の改正規定及び附則第5項の規定は平成21年10月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この条例による改正後の知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第2条の表第8号の規定（大田市に係る部分に限る。）は、同号の改正規定の施行の日以後に島根県ひとにやさしいまちづくり条例（平成10年島根県条例第25号）に基づきなされた届出その他の行為に係る事務の処理について適用し、同日前に同条例に基づきなされた届出その他の行為に係る事務の処理については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際次の表の左欄に掲げる法律又は政令に基づき知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）前に同欄に掲げる法律又は政令に基づき知事に対してなされた申請その他の行為のうち、同表の中欄に掲げる事務で施行日以後においては同表の右欄に掲げる市町の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における同表の左欄に掲げる法律又は政令の適用については、それぞれ同表の右欄に掲げる市町の長のした処



分その他の行為又は同欄に掲げる市町の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

水道法（昭和32年法律第177号）	改正後の条例第2条の表第11号左欄に掲げる事務	飯南町長、美郷町長
租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）	改正後の条例第2条の表第18号左欄の(3)に掲げる事務	安来市長、雲南市長、斐川町長、美郷町長
都市計画法（昭和43年法律第100号）	改正後の条例第2条の表第20号左欄に掲げる事務	江津市長
児童福祉法（昭和22年法律第164号）	改正後の条例第2条の表第28号左欄に掲げる事務	出雲市長
森林法（昭和26年法律第249号）	改正後の条例第2条の表第30号左欄に掲げる事務	奥出雲町長
農地法（昭和27年法律第229号）	改正後の条例第2条の表第31号左欄に掲げる事務	松江市長、出雲市長、雲南市長、邑南町長
特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）	改正後の条例第2条の表第35号左欄に掲げる事務	安来市長、雲南市長、斐川町長、美郷町長
社会福祉法（昭和26年法律第45号）	改正後の条例第2条の表第37号左欄に掲げる事務	松江市長
農業協同組合法（昭和22年法律第132号）	改正後の条例第2条の表第38号左欄に掲げる事務	出雲市長
老人福祉法（昭和38年法律第133号）	改正後の条例第2条の表第54号左欄に掲げる事務	松江市長
介護保険法（平成9年法律第123号）	改正後の条例第2条の表第55号左欄に掲げる事務	松江市長

4 次の表の左欄に掲げる規定は、それぞれ同表の右欄に掲げる法律又は政令に



基づく施行日以後の申請、処分その他の行為に係る事務の処理について適用し、それぞれ同欄に掲げる法律又は政令に基づく施行日前の申請、処分その他の行為に係る事務の処理については、なお従前の例による。

改正後の条例第 2 条の表第18号の規定（出雲市及び雲南市に係る部分（同号左欄の(2)及び(4)に掲げる事務に係る部分に限る。）に限る。）	租税特別措置法（昭和32年法律第26号）
改正後の条例第 2 条の表第42号の規定	医師法施行令（昭和28年政令第382号）
改正後の条例第 2 条の表第43号の規定	歯科医師法施行令（昭和28年政令第383号）
改正後の条例第 2 条の表第44号の規定	保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）
改正後の条例第 2 条の表第46号の規定	死体解剖保存法施行令（昭和28年政令第381号）
改正後の条例第 2 条の表第47号の規定	診療放射線技師法施行令（昭和28年政令第385号）
改正後の条例第 2 条の表第48号の規定	歯科技工士法（昭和30年法律第168号）
改正後の条例第 2 条の表第49号の規定	臨床検査技師等に関する法律施行令（昭和33年政令第226号）
改正後の条例第 2 条の表第50号の規定	理学療法士及び作業療法士法施行令（昭和40年政令第327号）
改正後の条例第 2 条の表第51号の規定	視能訓練士法施行令（昭和46年政令第246号）
改正後の条例第 2 条の表第52号の規定	栄養士法（昭和22年法律第245号）

規定	
改正後の条例第 2 条の表第 53 号の規定	調理師法（昭和 33 年法律第 147 号）
改正後の条例第 2 条の表第 57 号の規定	薬剤師法施行令（昭和 36 年政令第 13 号）
改正後の条例第 2 条の表第 58 号の規定	製菓衛生師法（昭和 41 年法律第 115 号）
改正後の条例第 2 条の表第 59 号の規定	電気用品安全法（昭和 36 年法律第 234 号）
改正後の条例第 2 条の表第 60 号の規定	公有地の拡大の推進に関する法律（昭和 47 年法律第 66 号）

- 5 改正後の条例第 2 条の表第 36 号の規定は、同号の改正規定の施行の日以後に旅券法（昭和 26 年法律第 267 号）に基づきなされた申請その他の行為に係る事務の処理について適用し、同日前に同法に基づきなされた申請その他の行為に係る事務の処理については、なお従前の例による。

（都市計画法施行条例の一部改正）

- 6 都市計画法施行条例（平成 12 年島根県条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項中「松江市」を「同条の表第 20 号右欄に掲げる市町村」に改める。

島根県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 20 年 12 月 26 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

### 島根県条例第 48 号

島根県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例

島根県警察本部の内部組織に関する条例（昭和36年島根県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中第20号を第21号とし、第19号を第20号とし、第18号を第19号とし、第17号の次に次の 1 号を加える。

- (18) オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成20年法律第80号）第 3 条第 1 項に規定する給付金に関すること。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年12月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

### 島根県条例第49号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例  
議会の議員の議員報酬及び費用弁償支給条例（平成14年島根県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 招集に応じ議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第12項の規定により議会が島根県議会会議規則（昭和34年島根県議会告示第2号）において定め、設けたものをいう。）に出席したとき。

第5条第3項中「又は第3号」を「、第3号又は第4号」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。